

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月18日

愛媛県知事 中村 時広 殿

提出者

住 所 愛媛県新居浜市菊本町1丁目10番1号  
氏 名 住化コベストロウレタン株式会社 新居浜工場  
工場長 馬場 真一  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0897372698

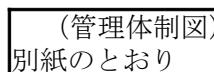
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住化コベストロウレタン株式会社 新居浜工場
事業場の所在地	愛媛県新居浜市菊本町1丁目10番1号
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	34,154百万円
③従業員数	93名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り(別図-1)

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の種類	別紙の通り
排出量	1089 t
(これまでに実施した取組) 別紙の通り（別図－2）	
【目標】	
産業廃棄物の種類	別紙の通り
排出量	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り（別表－3）	

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃油、廃プラスチック、廃酸、廃アルカリ、金属くず、がれき類を、それぞれ分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の通り分別を継続する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5年)実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年)実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	1089 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り t	t
(これまでに実施した取組) 別紙の通り(別表-4)			

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙の通り	
全処理委託量	1033 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り	t
再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り	t
認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り(別表-4)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別図-1

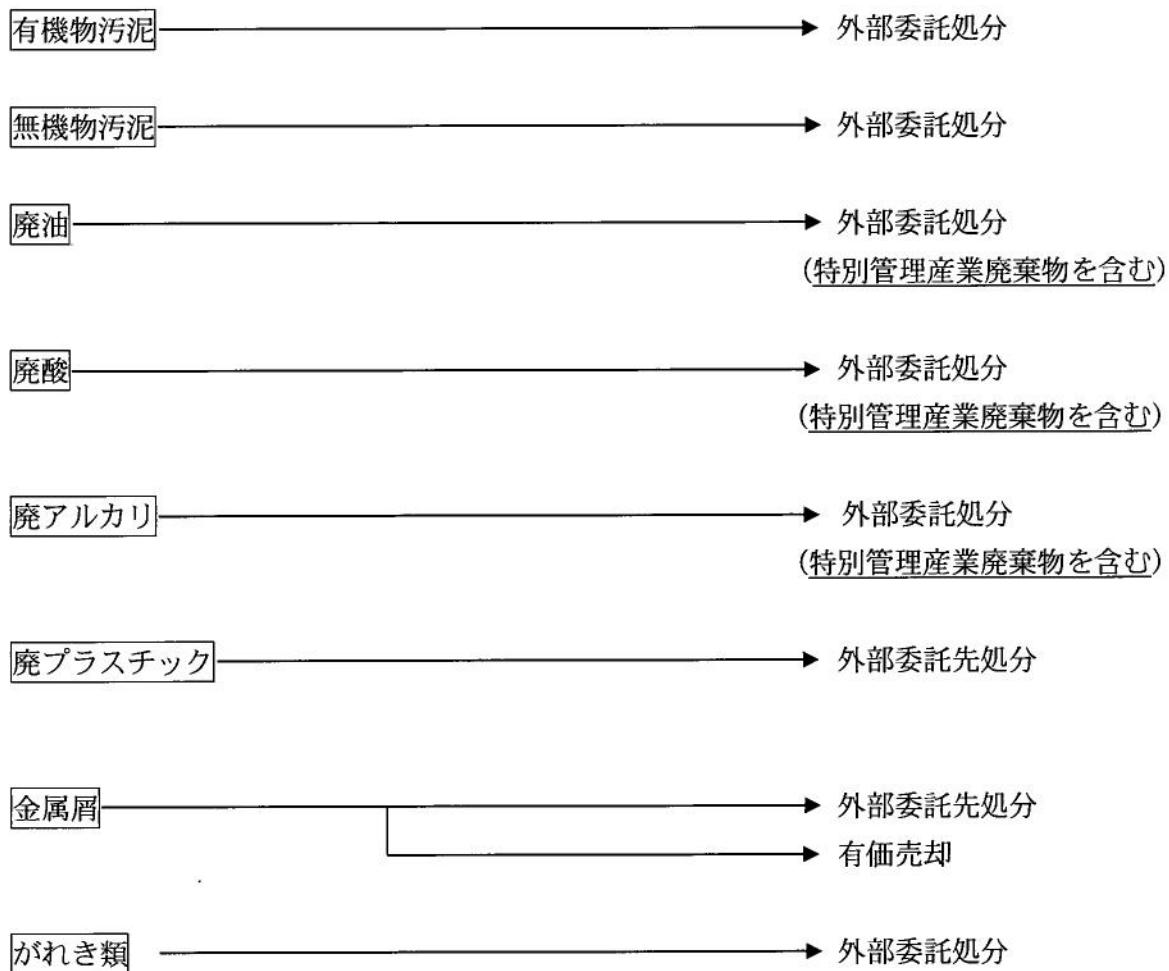
製造工程・廃棄物処理工程に関するフローシート

○製造設備

MD I

ポリオール

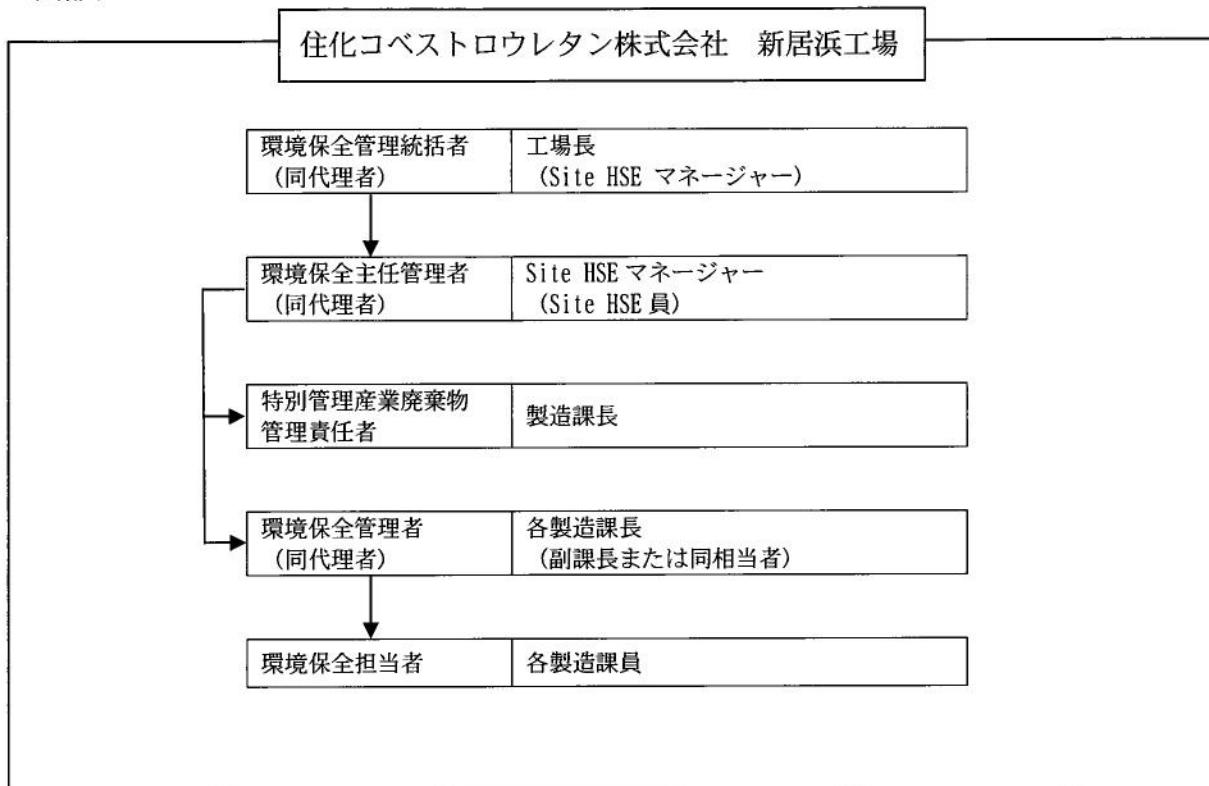
○製造工程・廃棄物発生工程に関するフロー



別図－2

管理体制を示した図

(1) 組織図



(2) 職務分担

職名	氏名	職務内容	
		全般	産業廃棄物の管理に関するこ と
環境保全統括者	工場長	環境保全管理者等を指揮し て統括管理する	同左
環境保全主任管理者	Site HSE マネージャー	環境保全に関し、統括者を補 佐し、所管の環境保全管理者 を指揮する	環境保全担当者を選任する
環境保全管理者	各製造課長	環境保全に関して、日常管理 および処理計画の立案、推進 責任者	発生量、処理方法等の把握 適正保管、収集運搬、適正処分 に関する業務 再資源化、減量化 処理施設維持管理
環境保全担当者	各製造課員	実務担当者	同左
特別管理産業廃棄物 管理責任者	製造課長（有資格者） Site HSE	環境・保全業務全般に関する 管理・調整	同左

別表－3

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

① 現状【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	合計
排出量（t）	469	48.5	4.4	2.1	201	351	12.9	1,089

(これまで実施した取組)

- ・汚泥：水分量を下げることで、排出量を削減
- ・廃プラスチック・金属くず：生産工程の見直しや製品回収強化対策により廃棄物発生の抑制

② 計画【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	合計
排出量（t）	440	70	3	0	200	300	20	1,033

(今後実施する予定の取組)

- ・上記対策の継続
- ・汚泥：廃棄物の処理方法の検討（有価物にならないかの検討）
- ・金属くず：有価物となる量を上げ、廃棄物を削減する。可能な限り再利用する。

別表－4

**産業廃棄物の処理の委託に関する事項**

① 現状【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	合計
排出量（t）	469	48.5	4.4	2.1	201	351	12.9	1,089
優良認定処理業者への処理委託量	469	48.5	4.4	2.1	201	351	12.9	1,089
再生利用業者への処理委託量						351		351
認定熱回収業者への処理委託量								0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う								0

(これまでに実施した取組)

- ・廃プラスチック類・金属くず・がれき類：混合廃棄物の分別を徹底することで廃棄物の排出を抑制し、処理委託量を削減する
- ・廃プラスチック・金属くず：生産工程の見直しや製品回収強化対策により廃棄物発生の抑制し、処理委託量を削減する

② 計画【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	がれき類	合計
排出量（t）	440	70	3	0	200	300	20	1,033
優良認定処理業者への処理委託量	440	70	3	0	200	300	20	1,033
再生利用業者への処理委託量								300
認定熱回収業者への処理委託量								0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う								0

(今後実施する予定の取組)

- ・上記対策の継続
- ・汚泥・金属くず：有価物化の検討で廃棄物発生を抑制し、処理委託量を削減する。可能な限り再利用する。